

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 8 年 7 月及び 8 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 8 年 9 月 29 日

岐阜県監査委員	伊	藤	英	生
岐阜県監査委員	藤	本	恵	司
岐阜県監査委員	鈴	木	祥	一
岐阜県監査委員	安	田	典	子
岐阜県監査委員	飯	沼	敦	朗

財務監査及び行政監査の結果

令和8年9月29日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和7年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局 209 機関のうち、58 機関
教育委員会 98 機関のうち、2 機関
公安委員会 58 機関のうち、33 機関
その他(上記以外) 13 機関のうち、3 機関

計 378 機関のうち、96 機関(表参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に
行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、そ
の結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善等が必要である事項として、表1のとお
り16 機関において、7 件の指摘事項及び13 件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2
のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日(方法)
					指摘	指導	検討	
1	知事公室	行政管理課	8月21日	実地	—	—	—	7月23日(実地)
2		人事課	7月27日	実地	—	—	—	7月1日(実地)
3	総務部	税務課	8月21日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
4		管財課	8月21日	書面	—	1	—	7月6日(書面)
5	総合企画部	市町村課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
6		未来創成課	8月21日	実地	—	—	—	7月27日(実地)
7		デジタル戦略推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月22日(実地)
8		情報システム課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
9	危機管理部	危機管理政策課	8月24日	実地	—	2	—	7月30日(実地)
10		防災課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
11		消防課	8月24日	実地	—	—	—	7月17日(実地)
12		消防学校	7月17日	実地	1	3	—	5月27日(実地)

13	環境エネルギー生活部	省エネ・再エネ社会推進課	8月21日	実地	—	—	—	7月14日(実地)
14		自然環境課	8月21日	実地	1	—	—	7月21日(実地)
15		廃棄物対策課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
16		環境管理課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
17		県民生活課	8月4日	実地	—	—	—	7月6日(実地)
18	健康福祉部	医療整備課	8月6日	実地	—	1	—	7月13日(実地)
19		国民健康保険課	8月19日	実地	—	—	—	7月16日(実地)
20		医療福祉連携推進課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
21		保健医療課	8月21日	書面	1	—	—	7月6日(書面)
22		感染症対策推進課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
23		生活衛生課	8月7日	実地	—	—	—	7月7日(実地)
24		薬務水道課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
25		高齢福祉課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
26	子ども・女性部	子ども・女性政策課	8月24日	実地	—	—	—	7月22日(実地)
27		子育て支援課	8月24日	実地	—	—	—	7月16日(実地)
28		子ども家庭課	8月21日	書面	1	—	—	7月6日(書面)
29		私学振興課	8月6日	実地	—	—	—	7月14日(実地)
30		男女共同参画推進課	8月6日	実地	—	—	—	7月8日(実地)
31	商工労働部	商業・金融課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
32		労働雇用課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
33		産業デジタル推進課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
34		産業イノベーション推進課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
35		航空宇宙産業課	8月21日	書面	—	1	—	7月6日(書面)
36	観光文化スポーツ部	文化創造課	8月19日	実地	—	1	—	7月16日(実地)
37		文化伝承課	8月19日	実地	—	—	—	7月8日(実地)
38		地域スポーツ課	8月5日	実地	1	—	—	7月10日(実地)
39		競技スポーツ課	8月5日	実地	—	—	—	7月3日(実地)
40	農政部	農産園芸課	8月21日	書面	1	—	—	7月6日(書面)
41		畜産振興課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
42		家畜防疫対策課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
43		里川・水産振興課	8月5日	実地	—	—	—	7月9日(実地)
44	林政部	林政課	8月24日	実地	—	—	—	7月27日(実地)
45		森林活用推進課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
46		森林保全課	8月18日	実地	—	—	—	7月15日(実地)
47	県土整備部	建設政策課	8月24日	実地	—	—	—	7月23日(実地)
48		道路建設課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
49		道路維持課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
50		河川課	8月7日	実地	—	2	—	7月13日(実地)
51		砂防課	8月6日	実地	—	—	—	7月10日(実地)
52		犀川管理事務所	8月7日	実地	—	(1)※	—	7月13日(実地)
53	都市建築部	建築指導課	8月4日	実地	—	—	—	7月7日(実地)
54		公共建築課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
55		住宅課	8月5日	実地	—	—	—	7月8日(実地)
56		公共交通課	8月19日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
57		リニア推進課	8月19日	実地	—	—	—	7月17日(実地)
58		公園緑地課	8月19日	実地	—	—	—	7月22日(実地)

59	教育委員会	高校教育課	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
60		教育財務課	8月18日	実地	—	—	—	7月15日(実地)
61		総務課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
62	公安委員会	広報県民課	8月28日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
63		会計課	8月28日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
64		装備施設課	8月28日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
65		情報技術企画課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
66		警務課	8月28日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
67		厚生課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
68		監察課	8月28日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
69		留置管理課	8月28日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
70		生活安全総務課	8月28日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
71		人身安全対策課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
72		少年課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
73		生活環境課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
74		サイバー犯罪対策課	8月28日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
75		地域課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
76		通信指令課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
77		機動警察センター	8月31日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
78		刑事総務課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
79		捜査第一課	8月31日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
80		捜査第二課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
81		捜査第三課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
82		鑑識課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
83		科学捜査研究所	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
84		交通企画課	8月31日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
85		交通指導課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
86		交通規制課	8月31日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
87		運転免許課	8月31日	実地	1	—	—	7月6日(書面)
88		高速道路交通警察隊	8月31日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
89		警備総務課	8月31日	実地	—	—	—	7月28日(実地)
90		警備第一課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
91		警備第二課	8月31日	実地	—	—	—	7月6日(書面)
92		機動隊	8月31日	実地	—	—	—	7月29日(実地)
93		警察学校	8月28日	実地	—	1	—	7月6日(書面)
94	その他	出納事務局	8月26日	実地	—	1	—	7月30日(実地)
95		議会事務局	8月21日	書面	—	—	—	7月21日(実地)
96		選挙管理委員会事務局	8月21日	書面	—	—	—	7月6日(書面)
計	指摘事項等のあった機関数： 16 機関				7 件	13 件	0 件	

※上記表1中、監査結果件数のうち（）書きで示したものは、他の機関に対する指導事項と同一事案であるため、重複計上を避け、合計件数には含めていない。

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表2（指摘事項等の内容）

機 関 名	区 分	内 容
管財課	指導事項	県有自動車任意保険対象車両の異動に伴う保険料返還金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 納入通知書の発付が遅延していた。 2 未納者に対する督促状を発行していなかった。
危機管理政策課	指導事項	不用品の売払いに係る収入事務において、納入通知書の発付が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中に、防災課からの借入物品（ドローン1台）を損傷させた1件の毀損事故について、損傷した部品の購入に係る経費として消耗品費1,430円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
消防学校	指摘事項	岐阜県消防学校及び岐阜県広域防災センター庁舎警備保障業務委託（長期継続契約）に係る契約事務において、入札の執行は予算の執行行為に含まれ、予算の配当（令達）前に入札を執行することはできないと解されているにもかかわらず、当該業務に係る入札が一般会計予算の議決前に行われていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	令和7年度岐阜県消防学校派遣職員に係る人件費負担金の検査事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 第1四半期及び第3四半期について、検査調書を作成すべきところ、請求書の余白に履行確認済の旨及びその年月日を記載し、署名することで代えていた。 2 第2四半期及び第4四半期について、検査をしたことが確認できなかった。
	指導事項	岐阜県消防学校における電気需給契約（単価契約）に係る検査事務において、履行を確認するための検査をしたことが確認できないものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	令和7年度岐阜県消防学校派遣職員に係る人件費負担金の契約事務において、一団体当たりの契約金額が500万円以上の契約であるにもかかわらず、契約保証金の納付の免除に係る決裁が行われていなかったため、今後は適正に処理されたい。
自然環境課	指摘事項	県が借主となる国有林野有償貸付契約に係る支出事務において、納付を失念し、納期限までに支払を行わなかったことにより、延滞金104円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。
医療整備課	指導事項	岐阜県救急・災害医療情報システム更新業務委託に係る支出事務において、契約書に添付された情報セキュリティに関する特記事項に定める報告書の提出を受けるべきところ、同報告を受けないまま業務完了届を受理し、検査を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
保健医療課	指摘事項	自立支援医療費（精神通院医療）の返還に係る収入事務において、返還額の確定日に行うべき調定（2件61,280円）が2か月以上遅延していたので、今後は適正に処理されたい。

子ども家庭課	指摘事項	児童扶養手当返還金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 時効の更新の効力を有しない電話による催告等が繰り返され、時効の完成猶予措置が講じられていなかったため、債権（4件1,063,490円）について消滅時効の完成により不納欠損となっていた。 2 上記1のうち3件（977,670円）について、未納者に対する督促状を発行していなかった。
航空宇宙産業課	指導事項	岐阜かかみがはら航空宇宙博物館収集資料保管環境整備に伴う費用に係る負担金の収入事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 負担額の確定日に行うべき調定（1件1,695,100円）が21日遅延していた。 2 納入通知書の納期限を、納入通知書発付日である令和8年3月26日から20日以内とすべきところ、令和8年4月30日としていた。
文化創造課	指導事項	県有財産の賃貸借契約に係る収入事務において、納入通知書の発付が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
地域スポーツ課	指摘事項	特定消耗品の管理事務において、消耗品出納簿及び消耗品供用整理簿が作成されていなかったもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
農産園芸課	指摘事項	SNS等を活用した花のある暮らし情報発信業務委託契約に係る公募型プロポーザル手続において、誤った基準に基づいて最優秀提案者を選定した後、当該選定を取り消したことにより、損害賠償金（委託業務の実施に要した費用相当分）として448,800円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。
河川課	指導事項	普通財産の貸付に係る収入事務において、納入通知書の発付が遅延しているものがあつたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	河川課が予算を執行し、犀川管理事務所が現地管理及び補助検査を行う新犀川排水機場操作管理委託業務（単価契約）に係る検査事務において、特記仕様書に基づき業務日報の提出を受け、月単位で補助検査を行った上で検査を実施すべきところ、令和7年11月分について、履行期間終了前に業務日報を受理し、補助検査及び検査が行われていたので、今後は適正に処理されたい。
犀川管理事務所	指導事項	河川課が予算を執行し、犀川管理事務所が現地管理及び補助検査を行う新犀川排水機場操作管理委託業務（単価契約）に係る検査事務において、特記仕様書に基づき業務日報の提出を受け、月単位で補助検査を行った上で検査を実施すべきところ、令和7年11月分について、履行期間終了前に業務日報を受理し、補助検査及び検査が行われていたので、今後は適正に処理されたい。
運転免許課	指摘事項	運転免許の欠格期間に関する事務において、相手方に対し誤った欠格期間を教示したことにより、損害賠償金（自動車学校教習料金及び交通費相当分）337,470円が支払われていたので、今後は適正な事務処理を徹底されたい。

警察学校	指導事項	物品の管理事務において、令和7年度の現物実査の対象物品に係る調達担当者と同一の者が実査担当者に指定されていたものがあったので、今後は適正に処理されたい。
出納事務局	指導事項	行政手数料キャッシュレス決済運用業務委託（長期継続契約）に係る支出事務において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 持ち運び型POSレジ端末の追加導入に伴い事前決裁書の変更を行ったが、初期設定等に時間を要したことから、当初の想定より1か月短い期間で運用を開始することとなった。これに伴い、事前決裁書に係る仕様等に変更が生じたため、事前決裁書を再度変更する必要があったにもかかわらず、当該変更を行わないまま変更契約を締結していた。 2 事前決裁書で指定した検査者以外の者が検査を行っているものがあった。